

平成 23 年度
APEC エンジニア
建築構造技術者

新規審査申請総合案内書

日本 A P E C エンジニア・
建築エンジニア資格委員会事務局
財団法人 建築技術教育普及センター
〒104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1 03(5524)3105

平成 23 年 8 月

この審査は、APEC*¹ エンジニア・マニュアル（APEC エンジニア調整委員会*² 作成）及び APEC エンジニア審査説明書（日本 APEC エンジニアモニタリング委員会*³（以下、「モニタリング委員会」という。）作成）に基づいて行われるものです。

一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う者（建築構造士など建築構造技術者）については、APEC エンジニアの Structural（構造）分野の対象となります。これらの者に対する審査の実施に関する事務は、前述の審査説明書に基づき、モニタリング委員会からの委託を受けた日本 APEC エンジニア・建築エンジニア資格委員会*⁴（以下、「建築エンジニア資格委員会」という。）（事務局：財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。））が行います。審査の結果に関する国内の最終的決定権は、モニタリング委員会にあります。また、APEC エンジニアの名称を付与する最終的な権限は、APEC エンジニア調整委員会に留保されます。

Structural 分野のうち建築構造技術者の審査申請に関して不明な点は、建築エンジニア資格委員会事務局（センター本部 企画部）へお問合せ下さい。

<注釈>

- *1. APEC：アジア太平洋経済協力会議。日・米・中・韓・ASEAN（東南アジア諸国連合）各国などが参加し、貿易や投資の拡大を目指して1989年設立。
- *2. APEC エンジニア調整委員会：APEC エンジニア参加各国の審査・登録等の整合性の確保等を目的。各国のモニタリング委員会の代表等から構成される委員会。
- *3. 日本 APEC エンジニアモニタリング委員会：APEC エンジニアの審査・登録等を行うため、関係12省庁（現関係9省*⁵）の申し合わせに基づき設立された委員会。（事務局：公益社団法人日本技術士会）
- *4. 日本 APEC エンジニア・建築エンジニア資格委員会：建築に関する学識経験者及び建築職能団体等により構成される委員会。
- *5. 関係9省：総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。

目 次

§ 1. APEC エンジニアについて	
1-1 APEC エンジニアとは	3
1-2 APEC エンジニアと一級建築士	4
§ 2. 審査・登録（建築構造技術者）	
2-1 申請から登録までの流れ	5
2-2 対象	5
2-3 審査の視点	5
2-4 審査方法	6
2-5 審査申請書の申請	6
2-6 審査手数料	7
2-7 審査結果の発表	7
§ 3. 新規登録申請手続き	
3-1 登録の方法	8
3-2 登録手数料	8
3-3 登録の有効期間	8
3-4 登録証	8
3-5 登録者名簿	8
§ 4. 登録の更新	
4-1 審査方法	8
4-2 更新審査・登録手数料	8
4-3 更新の登録	8
§ 5. 継続的な専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）について	
5-1 CPD の目的	9
5-2 CPD の定義	9
5-3 CPD の形態と分野	9
5-4 CPD の実施	10
5-5 CPD の記録（登録者のみ）	12
5-6 更新の特例	12
5-7 再登録	13
5-8 建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度	13
§ 6. 監査・制裁措置等	13
§ 7. 問合せ先一覧	14
§ 8. APEC エンジニア審査申請に係る問合せ Q&A	15
§ 9. 審査申請書の記入例	17

§ 1. APEC エンジニアについて

1-1. APEC エンジニアとは

(1) APEC エンジニア相互承認プロジェクト

APEC エンジニア相互承認プロジェクトは、1995年に大阪で開催された APEC 首脳会議において、技術者の APEC 域内流動化の促進が決議されたことを契機としており、参加国間でプロジェクト開始のための準備が進められた結果、2000年11月1日以降プロジェクトが開始されるに至りました。

このプロジェクトの目的は、実務経験などについて一定レベル以上にあると認められる技術者に対し、APEC 域内の共通の称号を与えることによって、これらの技術者の国際的な活躍を支援することです。

APEC エンジニアとなるには、次に示す5つの要件について、自国の審査機関の審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録を受ける必要があります。

なお、APEC エンジニアの名称を付与する最終的な権限は参加エコノミー（エコノミーとは通常、国を意味します。）で構成される APEC エンジニア調整委員会に留保されます。

APEC エンジニアとして登録を受けた技術者は、技術者としての能力が APEC 域内で実質的に同等であることが証明され、APEC 域内に共通の APEC エンジニアという称号を受けたことになります。この段階で、APEC エンジニアは、技術レベルの証明として、この称号を用いることが可能となります。

次に、相互承認の段階に移行することになりますが、これについては、今後、関係する二国間又は多国間の政府間での協議が整うことが必要です。この場合、協議の内容如何によっては、相互承認のための補足審査や追加的条件等が課せられる場合があります。

現在日本は、豪国との間で「機械」「電気」「化学」分野において、相互承認を行う枠組み文書を署名しています。（2005年10月1日署名）

(2) APEC エンジニアの要件

APEC エンジニアになるためには、下記の5要件を（APEC エンジニアの5要件）満たす必要があります。

- ① 認定又は承認されたエンジニアリング課程を修了していること、又はそれと同等の者と認められていること。
- ② 自己の判断で業務を遂行する能力があると当該エコノミーの機関で認められていること。
- ③ エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験を有していること。
- ④ 少なくとも2年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験を有していること。（この2年間は上記7年間の内数としてもよい。）
- ⑤ 継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること。

さらに、次の2項目に同意しなければなりません。

- ・ 自国及び業務を行う相手エコノミーの行動規範を遵守すること。
- ・ 相手エコノミーの免許又は登録機関の要求事項及び法規制により、自己の行動について責任を負うこと。

(3)各エコノミーの主な登録分野

分野	日本	オーストラリア	カナダ	台湾	香港(中国)	韓国	インドネシア	マレーシア	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール	タイ	米国	ロシア
Civil	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
Structural	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	
Mechanical	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
Electrical	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
Chemical	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	
Geotechnical	○		○	○	○	○			○	○	○		○	
Environmental	○	○	○		○	○	○				○	○	○	
Industrial	○		○			○	○		○			○	○	
Mining	○		○			○		○	○	○		○	○	
Information	○		○		○	○			○					
Bioengineering	○	○	○			○								
Aerospace		○				○			○	○				
Building Service		○			○	○			○					
Fire		○				○			○					
Petroleum						○			○					
Transportation														
その他					○		○	○	○	○				
分野合計	11	10	11	3	17	15	6	7	16	11	6	7	9	未

・2011年8月時点でIEA ホームページに掲載されている参加国の年次報告書、アセスメント・ステートメント(最新で2010年版)より。

1-2. APEC エンジニアと一級建築士

(1) 建築構造分野

日本が登録している Structural (構造) 分野の定義は下表の通りです。表中①に該当する部分が、建築構造分野となります。(表中②は、技術士が対象となります。)

Structural 分野の内容	
①	建築物については、建築物等の企画・計画から設計・施工・維持管理その他にいたるあらゆる局面での建築構造に関する業務を対象とする。 ・建築物等とは、①土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの及び門等附属物、②観覧のための工作物等及びこれら(①を含む)に係る建築設備、③煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設等の工作物(建築基準法第88条)を指す。 ・建築物(小規模な木造建築物を除く)の設計、工事監理は建築士でなければ行ってはならない。
②	建築物を除く、橋などの個別の構造物の計画、調査、設計、施工・施工監理、維持管理・運用、廃棄・解体撤去を対象とする。下記に該当する技術士の登録部門と選択科目を示す。 9 建設部門 9-1 土質及び基礎 9-2 鋼構造及びコンクリート 9-3 都市及び地方計画 9-4 河川、砂防及び海岸 9-5 港湾及び空港 9-6 電力土木 9-7 道路 9-8 鉄道 9-9 トンネル 9-10 施工計画、施工設備及び積算 10 水道部門 (10-1 上水道及び工業用水道 10-2 下水道) 11 衛生工学部門 (11-2 廃棄物処理 11-3 空気調和施設 11-4 建築環境施設 11-5 廃棄物管理計画) 12 農業部門 (12-3 農業土木) 13 林業部門 (13-2 森林土木) 14 水産部門 (14-3 水産土木) 17 応用理学部門 (17-3 地質)

(2) 対象

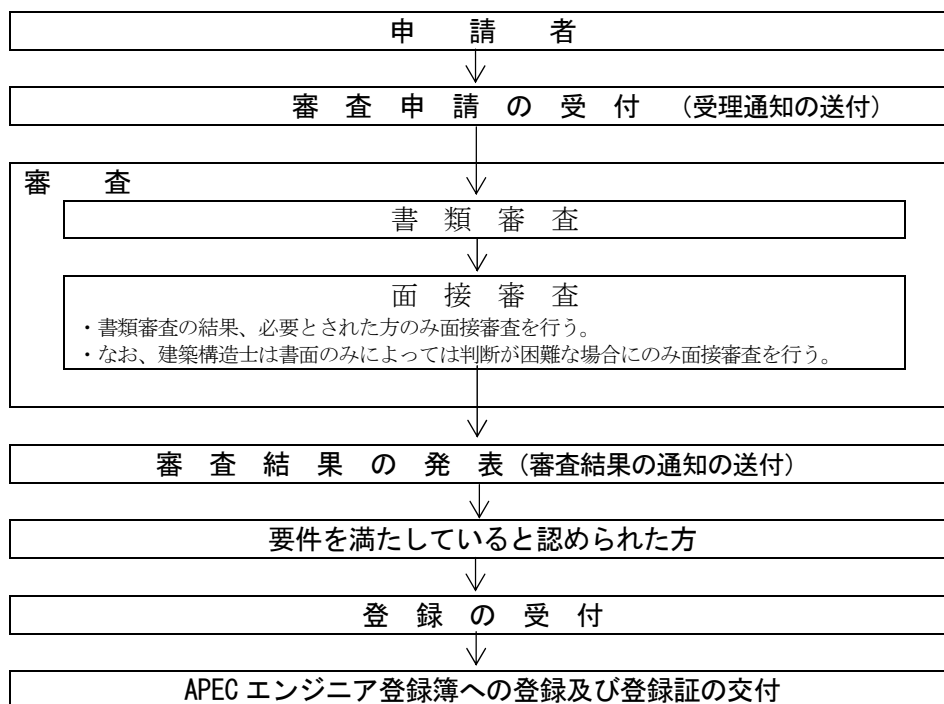
一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う方(建築構造士など)が建築構造分野の対象となります。

(3) APEC エンジニアとしての登録

建築構造分野の審査において、要件を満たしていると認められた方は、Structural (構造) 分野の APEC エンジニアとして申請により登録を受けることになります。

§ 2. 審査・登録（建築構造技術者）

2-1. 申請から登録までの流れ



2-2. 対象

一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う方(建築構造士など)でなければ審査を受けることができません。

2-3. 審査の視点

APEC エンジニアになるためには、APEC エンジニアの5要件を満たす必要があります。それぞれの審査の視点は、以下の通りです。

- ① **認定又は承認されたエンジニアリング課程を修了していること、又はそれと同等の者と認められていること。**
 - ・主に様式1の記載内容（一級建築士等資格取得状況、学歴、職歴等）に基づき審査します。
- ② **自己の判断で業務を遂行する能力があると当該エコノミーの機関で認められていること。**
 - ・一級建築士免許証の写し（原本照合を受けたもの）が添付されていることを確認します。
- ③ **エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験を有していること。**
 - ・一級建築士等資格取得状況、学歴、職歴等の内容を踏まえ、建築構造に関する7年間以上*の実務経験を有しているかどうかを審査します。
 - ・建築構造以外の実務経験は、対象となりません。
 - *1 実務経験の期間数の算定対象期間は、審査申請書受付開始の前月までの期間です。具体的な期間は、2010年度（平成22年度）審査の場合、2011年（平成23年）9月30日までとなります。各申請者の申請日ではありませんのでご注意ください。
 - *2 同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。
- ④ **少なくとも2年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験を有していること。（この2年間は上記7年間の内数としてもよい。）**
 - ・下記に該当する建築構造に関して少なくとも2年間**の業務経験を有しているかどうかを審査します。
 - a. 比較的小さな規模の業務について、企画、計画、設計、管理、監理、調整などの大半を実施した経験。
 - b. 比較的規模の大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などを行った経験。
 - c. 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複雑な領域にまたがる業務などを実施した経験。
 - *1 実務経験の期間数の算定対象期間は、審査申請書受付開始の前月までの期間です。具体的な期間は、2010年度（平成22年度）審査の場合、2011年（平成23年）9月30日までとなります。各申請者の申請日ではありませんのでご注意ください。
 - *2 同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。ただし、この2年間は上記要件の7年間の内数とすることができます。
- ⑤ **継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること。**
 - ・継続職能開発（CPD）を直近5年間で250時間（新規の場合は、申請時より直近2年間で100時間）のCPDが実施されているかどうかを審査します。（CPDについては『§5. 継続的な専門能力開発（CPD）について』をご覧ください。）

2-4. 審査方法

(書類審査)

申請者が APEC エンジニアの 5 要件を満たすかどうかについて、申請者自身で作成し建築エンジニア資格委員会に提出した審査申請書をもとに審査を行います。

(面接審査)

書類審査の結果、面接が必要とされた方に対してのみ行います。

建築構造士資格の取得者は、書面のみによって判断が困難な場合のみ行います。

なお、面接の実施については、対象者に別途、日時・場所・必要書類等を指定した通知書を送付いたします。

(面接は原則として東京で行う予定です。)

2-5. 審査申請書の申請

(1) 審査申請書の受付

受付期間：2011 年（平成 23 年）10 月 1 日（土）～11 月 30 日（水）

審査申請は、締切日の消印のあるものまで有効です。

受付場所：日本 APEC エンジニア・建築エンジニア資格委員会事務局

（(財) 建築技術教育普及センター本部）

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1（兼松ビルディング）

申請方法：(3) に示す書類を角 2 封筒（A 4 サイズの用紙が入るもの）を使用し、**簡易書留郵便**により上記受付場所へ郵送で申請して下さい。

(2) 審査申請書類等の配布

配布物：①審査申請書（和・英とも）

②CPD 実施記録簿

配布方法：上記①及び②については、センターホームページより Word ファイル及び Excel ファイルにてダウンロード出来ます。これらの郵送を希望される場合は、別途郵送料（速達）として 470 円分の切手等が必要になります。

詳細につきましては、『§ 7. 問合せ先一覧』の日本 APEC エンジニア・建築エンジニア資格委員会事務局までお問合せ下さい。

(3) 申請に必要な書類

①審査申請書（和・英とも）（A 4 サイズの用紙に出力したもの）

・「審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項」をよく読んで和文と英文の両方についてご記入下さい。

（様式 1）一般事項等

（様式 2）7 年（84 ヶ月）間以上の実務経験

（様式 3）2 年（24 ヶ月）間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験

（別紙）他の一級建築士による推薦書（2 名分）

②CPD 実施記録簿（和のみ）（A 4 サイズの用紙に出力したもの）

・CPD 実施記録簿…実施した CPD について必ず提出して下さい。

*CPD の実施記録については、申請者が履修した CPD の登録情報をもとに、(社) 日本建築学会において有料にて Excel ファイル作成及び CPD 実施の証明を行っております。詳しい手続き等については、(社) 日本建築学会にお問合せ下さい。

なお、上記団体は CPD 実施記録及び Excel ファイルを完成させることはできません。CPD の形態、分野の記号の記載等は申請者自らが行うようお願いいたします。

③②の申請者自身の CPD 実施記録簿を入力した Excel ファイル「CPD 実施記録簿.xls」

*CPD 実施記録簿の作成は、センターホームページからダウンロードした Excel ファイルを用いて行い、そのファイルを 2HD フロッピーディスク又は CD-ROM に保存の上、提出して下さい。

提出する 2HD フロッピーディスク又は CD-ROM には氏名を記載したラベルを貼付して下さい。

④写真（縦 4.0cm×横 3.0 cm） 2 枚

・無帽、無背景、正面上 3 分身を写した証明写真（カラーコピー不可）

・最近 3 ヶ月以内に撮影したもの

- ・写真の裏面に氏名を記入し、審査申請書の様式1（和・英とも）に貼付して下さい。
- ⑤振替払込請求書兼受領証の写し（受付局日附印が受付期間のもの）
審査手数料（12,600円（消費税込））をゆうちょ銀行又は郵便局に設置の払込取扱票により、下記口座に払い込んで納付し、その際発行される振替払込請求書兼受領証の写しを書類と共に同封して下さい。
なお、振替払込請求書兼受領書は、審査手数料の返還が必要となった場合に使用しますので適宜保管して下さい。
また、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は振替払込請求書兼受領証をもって代えます。
払込先 口座番号 00140-2-184032
加入者名 財団法人 建築技術教育普及センター
- ⑥官製はがき1枚（審査申請書を受理したことの通知用）
はがきには、何も記入しないで下さい。
- ⑦一級建築士の免許証または免許証明書の写し（各都道府県の建築士会で、**原本照合**を受けたもの）
*原本照合の手続きは有料です。詳しい手続き等については（社）日本建築士会連合会又は各都道府県の単位士会にお問合せ下さい。
- ⑧建築構造士の登録証の写し（建築構造士の登録有効年月日が記載されている免許証サイズのもの）
（建築構造士の場合のみ）
- ⑨構造設計一級建築士の登録証の写し（構造設計一級建築士の交付番号が記載されている免許証サイズのもの）
（構造設計一級建築士の場合のみ）

（注意）申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、別途に資格委員会より追加資料や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。なお、申請のために提出された書類については、返却には応じられません。

2-6. 審査手数料

12,600円（うち、消費税額 600円）

ゆうちょ銀行又は郵便局に設置の払込取扱票により下記口座に払い込んで下さい。

払込先 口座番号 00140-2-184032

加入者名 財団法人 建築技術教育普及センター

なお、一旦収納した審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還しません。

2-7. 審査結果の発表

発表の時期：2012年（平成24年）3月下旬

審査の結果にかかわらず全員に通知書を送付いたします。

また、要件を満たしていると認められた方については、申請者の整理番号をセンターホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）に掲載する予定です。

審査結果に関する電話・文書等でのお問合せには、一切応じられません。

§ 3. 新規登録申請手続き

3-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方には、審査結果の通知とともに登録手続きのご案内をいたしますので、速やかに登録手続きを行って下さい。

また、所定の期間内に登録手続きを行わない場合は、登録を受けることができず、APEC エンジニアの称号を得ることができなくなりますのでご注意ください。

3-2. 登録手数料

8,400円（うち、消費税額 400円）

3-3. 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日より5年間です。（有効期限は登録証に明記されます。）

3-4. 登録証

登録者には、APEC エンジニア登録証を交付いたします。

3-5. 登録者名簿

登録者は、モニタリング委員会で管理するAPEC エンジニア登録者名簿に必要な事項（英語表記による氏名、現住所、勤務先）が記載され、調整委員会に提出されます。

関係機関の問合せ等があった場合においては、モニタリング委員会が管理するAPEC エンジニア登録者名簿を提示します。

また、報道機関等からの問合せがあった場合、建築構造技術者の分についてはセンターが、登録者の登録番号、氏名、現住所（市町村名）について開示します。

予めご了承下さい。

§ 4. 登録の更新

APEC エンジニアの登録の有効期間は登録日より5年間を基本とします。このため、APEC エンジニアであり続けるためには、登録を更新する必要があります。具体的には、登録の有効期間内の5年間に250時間以上のCPDを実施し、申請により審査を受け、要件を満たしていると認められた後、更新の登録を行うことになります。

登録の更新審査及び登録に関する詳細は、更新対象者に対し事前にご案内いたします。

4-1. 審査方法

審査は、APEC エンジニアの5要件のうち、主に「継続的な専門能力開発（CPD）*を満足すべきレベルで実施していること」について、建築エンジニア資格委員会事務局が受理した更新審査申請書をもとに行います。なお、必要に応じて、CPDの実施内容等を確認するため、問合せ又はCPDの実施を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

*CPDについては、『§ 5. 継続的な専門能力開発（CPD）について』をご覧ください。

4-2. 更新審査・登録手数料

10,500円（うち、消費税額 500円）

4-3. 更新の登録

登録の更新審査の結果、要件を満たしていると認められた方については、新たなAPEC エンジニア登録証を交付いたします。

§ 5. 継続的な専門能力開発 (CPD : Continuing Professional Development) について

APEC エンジニアの5要件の1つに『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

「継続的な専門能力開発」とは、CPD (Continuing Professional Development) と呼ばれ、APEC エンジニアとして必要な知識及び技能の維持向上に継続的に努めることが求められています。

この要件を満たすためには、審査申請時*より遡った2年間に100時間以上のCPDを実施することが必要です。CPDに関する詳細は、以下をご覧ください。

※審査申請時より遡った2年間とは、各申請者の申請日ではなく審査申請書受付開始前の2年間を言い、具体的な期間は、2011年度(平成23年度)審査の場合、2009年(平成21年)10月1日から2011年(平成23年)9月30日となります。

5-1. CPDの目的

建築構造分野のAPEC エンジニアとして求められるCPDは、下記の事項に対応して、必要な知識・技能の維持・向上を行うことを目的としています。

- ・ 技術の進歩
- ・ 消費者ニーズの多様化・法令改正等社会状況の変化
- ・ 安全で良質な建築ストックの確保
- ・ エンジニアに対する信用の確保・増大
- ・ 知識・技能の国際水準の確保 等

5-2. CPDの定義

建築構造分野のAPEC エンジニアに必要なCPDは次のように定義することができます。

- ①CPDとは、建築構造技術者として専門的かつ技術的業務を遂行するために必要な知識及び技能の維持向上並びに個人能力を開発するものです。
- ②建築構造技術者であるAPEC エンジニアに必要とされるCPDは、次のいずれかである必要があります。
 - ・ 建築構造技術者であるAPEC エンジニアが行う業務と関係したもの
 - ・ 他のエンジニアのCPDに貢献する等、技術的側面で社会に貢献することにより自己の能力の開発と向上につながるもの

5-3. CPDの形態と分野

(1) CPDの形態

CPDの形態は、下表のように4つに分類されます。

形態	内容
参加学習型	提供されたプログラムを受講するもの
情報提供型	研究成果など自らの知識・技能を他のエンジニア等に提供・講義等するもの
自己学習型	個人的に学習するもの
実務学習型	建築構造に関する実務経験のうち、CPDとして効果が見込まれるもの

(2) CPDの分野

CPDの分野は、下表のとおり分類されます。

- I. 倫理・法令
- II. 専門学術・技術
- III. 総合管理
- IV. その他建築関連

CPDは、「CPDの形態及び分野」について、毎年バランスよく実施するよう心がけて下さい。

5-4. CPDの実施

(1) CPD 時間数

CPD 時間数とは、実際に CPD に費やした時間（実時間）に、形態（プログラム）ごとの CPD の効果の程度を考慮した重み付け係数を乗じた時間数のことをいいます。重み付け係数については、「表 1. CPD の形態と CPD 時間数」をご覧ください。

CPD の分類については、申請書を審査した結果、申請者が記入したものから変わる場合があります。

(2) CPD の要件

①登録の更新に必要な CPD 時間数

登録有効期間の **5 年間に 250 時間以上**（目安として 1 年で 50 時間）

②新規の申請に必要な CPD 時間数

審査申請時より直近 **2 年間に 100 時間以上**（目安として 1 年で 50 時間）

(3) CPD の対象と CPD 時間数

CPD の対象となる時間数は、実際に費やした時間数（実時間数）に、それぞれの CPD の対象となるプログラムに係る効果の程度を考慮した重み付けを乗じた時間数（CPD 時間数）です。詳細については、下表のとおりです。

表 1. CPD の形態と CPD 時間数(重み付け係数)

形態	分類 ^{※4}		重み付け係数	内容
参加学習型 (上限なし)	1-1	特別認定講習会 ^{※1}	×1	特別認定講習会
	1-2	講習会	×1	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会)、通信教育等
	1-3	見学会	×1	見学会、国内外視察、企業内研修(所属組織内における見学会、国内外視察)
情報提供型 (上限なし)	2-1	講師 ^{※2}	×3	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察)見学会・国内外視察の講師
	2-2	執筆	×1	論文、機関紙、本・雑誌等の執筆
	2-3	委員会等 ^{※2}	×2	建築関係団体内における委員会等への出席
	2-4	社会貢献	×3	震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動
自己学習型 (上限あり)	3-1	専門書誌講読	×1	専門書、各団体の機関誌・雑誌記事等の読書 上限:(新規)計 50 時間数/2年 (更新)計 125 時間数/5年
実務学習型 (上限あり)	4-1	建築構造に係る重要業務	×1/10	構造計算適合性判定業務 「2年間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験」相当の実務経験 ^{※3} (APEC エンジニア相当) 上限:(新規)計 30 時間数/2年 (更新)計 75 時間数/5年

※1. 「1-1 特別認定講習会」とは、内容の厳選された講習会として建築 CPD 情報提供制度*で認定されたプログラムです。この形態で自己申請することはありません。

* 建築 CPD 情報提供制度については、ホームページをご覧ください。

※2. 2-1 及び 2-3 のプログラムを実施するにあたり、特にその準備等に時間を要した場合は、該当する他の種別 2-2 及び 3-1 で記録することができます。

※3. APEC エンジニアの5要件の1つ「少なくとも2年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験」に相当する内容のもので申請時より遡った5年間に行われたものです。具体的には、建築構造に関する業務で以下の3項目のいずれかに相当するものとします。

- a. 比較的小さな規模の業務について、企画、計画、設計、管理、監理、調整などの大半を実施した経験
- b. 比較的規模の大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などを行った経験
- c. 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複雑な領域にまたがる業務などを実施した経験

※4. 分類は、CPD の内容を審査した上で、申請者が記入したもから変わる場合がありますのでご注意ください。

表2. CPD の分野

I. 倫理・法令	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
II. 専門学術・技術	構造系	力学・動力学、構造解析学、構造材料学、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他
	施工管理分野(建築系)	
III. 総合管理	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
IV. その他建築関連	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
	設備系	空調
		衛生
		電気
		輸送
		全般
	その他	
施工管理分野(設備系)		
関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア ^(注1) 、工学技術に関する外国語 ^(注2) 、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他	

(注1) 建築構造業務に関連したコンピュータソフトウェア(例:構造解析等)に限る(パソコン自体やワープロソフト等の使い方等は認めない)。

(注2) 他国のエンジニアと意思疎通を図る場合(例:外国語によるプレゼンテーション等)に必要な技術的要素の含まれた教育に限る(単なる英会話は認めない)。

(4) CPD 時間数の上限

幅広い知識の習得及び技能の維持向上を目指した CPD の実施を促すために、CPD の形態のうち自己学習型及び実務学習型の CPD 時間数については、上限値を設定しています。上限値は下表のとおりです。

形態の分類	新規	更新
自己学習型	50 時間／2 年 (目安として 1 年で 25 時間)	125 時間／5 年 (目安として 1 年で 25 時間)
実務学習型	30 時間／2 年 (目安として 1 年で 15 時間)	75 時間／5 年 (目安として 1 年で 15 時間)

(5) CPD の認否事例・注意事項等

過去の申請における CPD 実施記録の認否事例等及び記入・入力に当たっての注意事項等を下記に記しますので、必ずご確認のうえ、記入・入力するようにして下さい。

【認否事例等】

- ・ APEC エンジニアの CPD に該当しないと考えられるプログラムは否認されます。

[否認された事例]

- (定期的に開催される一般的な会議等で、個々の内容が特定・確認できないもの。)
- (特定の分野に関する内容もしくは一般的な内容の講習会等で、建築構造技術等との関係性が希薄なもの。)
- (他所で行われた講習会等の内容の伝達を主な内容とするもの。)
- (経営や運営を目的とした業務上での営業活動や社内会議等 (〇〇業務会議、〇〇課長会議、〇〇本支店会議等))
- (組織の役員会、理事会、運営会等、会の運営を目的とするものや実質的な内容の記載がないもの。)
- (ホームページ運営や作成方法の講習会・委員会等)
- (資格試験の監督等)
- (団体の役職 (副会長等) や管理建築士としての日常の業務を記述したにすぎないもの。)
- ・講習会、見学会は一日上限 6 時間として認定します。
(一日 6 時間以上行った場合も、6 時間/日にて申請して下さい。)
- ・専門書誌購読は 1 プログラム当たり上限 12 時間/年とします。
- ・内容不明、不十分の記述は否認される恐れがあります。
(指定の文字数において、内容等が判断できるように記述して下さい。)

【記入・入力に当たっての注意事項】

- ・各欄について、記入・入力漏れがないように必ず確認して下さい。(入力不要の欄を除く)
- ・実施開始日時は実施した日時を正確に記入・入力をしてください。(対象期間内のプログラムを申請して下さい。)
- ・重み付け係数をかけない実施時間数にて記入・入力をして下さい。
- ・同一の内容を重複して申請、また同一日に異なったプログラムを申請しないよう必ず確認して下さい。
- ・形態、分野は別表 1, 2 と対応する項目で申請して下さい。(対応しない項目での申請は否認される恐れがあります。)

5-5. CPD の記録 (登録者のみ)

(1) CPD の記録

APEC エンジニアに登録された方は、登録の更新の際、CPD を満足すべきレベルで実施していることが求められますので、記録しておいて下さい。記録は、原則、インターネットを使用した「JAEIC・JIA CPD 情報システム」により行って下さい。登録者が実施した CPD は、オンラインで入力することにより、システムに記録され、登録の更新の際、CPD 記録簿 (書式) の提出が不要となります。

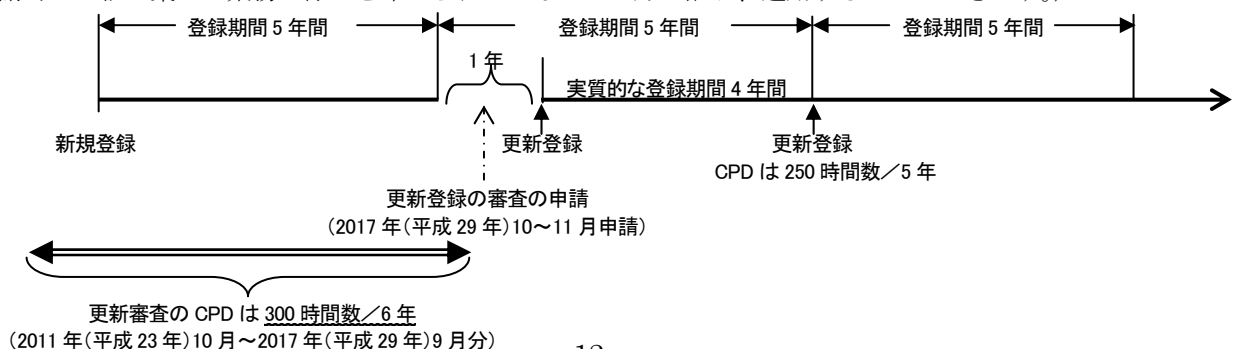
*詳細は、センターホームページに掲載している「APEC エンジニア (建築構造技術者) 登録の更新審査申請のご案内」をご覧ください。

(2) 証明書類の保管

審査の過程で CPD の実施を証明する書類の提出を求めますので、講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、保管しておくようにして下さい。

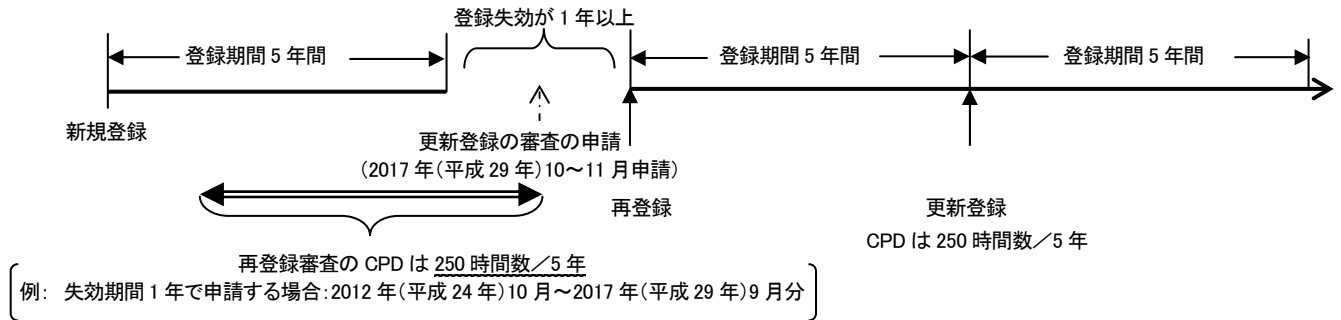
5-6. 更新の特例

登録の更新審査申請時より遡った 5 年間に、CPD 時間数が要件の 250 時間数に満たない場合は、要件を満たすことが認められないため、登録が失効します。ただし、1 年後までに 300 時間数を満たした場合に限って、継続して登録を受けることができます。(この場合、更新登録を受けるまでの 1 年間は APEC エンジニア名称の使用はできません。登録更新後の登録日及び登録番号は、現在のままとなります。また、当該特例は、登録の更新審査申請時に一級建築士の業務の停止を命ぜられていなかった方に限り、適用することができます。)



5-7. 再登録

登録が失効した方で再度登録を受けようとする場合は、再登録の審査申請時より遡った5年間にCPD時間数が250時間数を満たすことによって再度登録することができます。この場合の手続きは通常の更新審査申請と同様になります。(この場合、再登録を受けるまでの間はAPECエンジニア名称の使用はできません。また、再登録後の登録番号は現在のままとなりますが、登録日は新たに付与され、現在のものは使用できなくなります。)なお、失効期間が1年未満の方については、「5-6. 更新の特例」に基づく登録を希望するか「5-7. 再登録」に基づく登録を希望するか意思表示をお願い致します。



5-8. 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度

APECエンジニアは、自動的に建築CPD情報提供制度に参加登録されます。ただし、登録者から承諾しない旨の申し出がある場合（(4)参照）を除きます。

(1) 建築CPD情報提供制度について

建築CPD情報提供制度とは、制度参加登録者が、建築CPD情報提供制度認定プログラムに出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、CPD実績証明書を発行し、その実績を証明する制度です。

建築CPD情報提供制度の運営は、建築CPD運営会議*2が行います。

詳細は、建築CPD情報提供制度ホームページ (<http://www.jaic.jp/>) をご覧ください。

*2 建築CPD運営会議は、学識経験者、国土交通省、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会、(社)日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会、(社)日本建築構造技術者協会及び(財)建築技術教育普及センターで構成します。

(2) 対象となる出席記録

認定プログラムへの出席記録（受付時に名簿へ記載したもの）が対象となります。

JAEIC・JIA CPD情報システムにおいて自ら申請した出席記録については、証明の対象になりませんので、ご注意ください。

(3) 参加登録料

APECエンジニア登録者の建築CPD情報提供制度への参加登録料は無料です。

(4) 制度への参加を承諾しない場合

制度への参加を承諾しない場合には、下記へご連絡下さい。(APECエンジニア登録簿に登録された段階で、自動的に制度への参加を承諾したものとします。)

日本APECエンジニア・建築エンジニア資格委員会事務局

(財団法人 建築技術教育普及センター 企画部)

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1

Tel 03-5524-3105 (代表) Fax 03-5524-3223

§ 6. 監査・制裁措置等

建築エンジニア資格委員会では、モニタリング委員会の指示等により Structural 分野のうち建築構造分野のAPECエンジニアに対し、一定期間ごとに、一定程度の数を抽出し、監査を行うことがあります。具体的には、APECエンジニアがCPDを実施しているか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、問合せを行った、必要書類（講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等）の提出を求めたり、第三者への確認等を行う

こととなります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁措置を行うことがあります。

§ 7. 問合せ先一覧

(1) Structural (構造) のうち建築構造技術者の審査・登録に関する問合せ

(財) 建築技術教育普及センター (日本 APEC エンジニア・建築エンジニア資格委員会事務局)

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1 兼松ビルディング 電話 03 (5524) 3105 (代表)

URL <http://www.jaeic.jp/>

(2) 建築士免許の原本照合に関する問合せ

(社) 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 電話 03 (3456) 2061

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

(3) 建築構造士に関する問合せ

(社) 日本建築構造技術者協会

〒102-0073 東京都千代田区三番町 24 林三番町ビル 電話 03 (3262) 8498

URL <http://www.jsca.or.jp/>

(4) 構造設計一級建築士に関する問合せ

(財) 建築技術教育普及センター

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1 兼松ビルディング 電話 03 (5524) 3105 (代表)

URL <http://www.jaeic.jp/>

(5) 日本建築学会 CPD 登録情報に関する問合せ

(社) 日本建築学会

〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 電話 03 (3456) 2051

URL <http://www.aij.or.jp/jpn/CPD/>

なお、Structural (構造) のうち建築構造以外の分野及びその他の分野の審査・登録については、公益社団法人日本技術士会 (〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル 8 階 電話 03 (3459) 1331) にお問合せ下さい。

§ 8. APEC エンジニア審査申請に係る問合せ Q&A

(1) APEC エンジニアについて

No.	質 問	解 答
1	APEC エンジニアとは何ですか？	実務経験などについて一定レベル以上にあると認められる技術者に対する、 <u>APEC 域内の共通の称号</u> です。 今後、関係する二国間または多国間の政府間での協議が整えば、相互承認の段階に移行することになります。(この場合、協議の内容如何によっては、相互承認のための補足審査や追加的条件等が課せられる場合があります。)
2	APEC エンジニアは、国家資格ですか？	APEC 参加国間で一定レベル以上の技術者に対し、APEC 域内の共通の称号を与えられるもので、国の法律に基づく資格等の登録ではありません。 日本では、12省庁(1999年(平成11年)11月当時。現在は、関係9省)の申し合わせに基づき設置された日本モニタリング委員会で審査登録等が行なわれているものです。(建築構造分野については、モニタリング委員会の委託を受け、建築エンジニア資格委員会(事務局:センター)が審査登録等を行います。) なお、APEC エンジニアの名称を付与する最終的な権限は、各参加エコノミーによって構成される APEC エンジニア調整委員会に留保されます。
3	APEC エンジニアになるとどのような仕事ができるのですか？	APEC エンジニアとは、「称号」です(No1をご覧ください。)ので、直接仕事に結びつくことはありません。APEC エンジニアとしての登録は、技術者としての能力が APEC 域内で同等であるとみなされることです。資格の受入れについては今後、関係する二国間または多国間の政府間での協議が整えば、相互承認の段階に移行することになります。
4	日本が登録している APEC エンジニアの専門分野は何ですか？	日本が登録を開始している専門分野は、「Civil」「Structural」「Geotechnical」「Environmental」「Mechanical」「Electrical」「Industrial」「Mining」「Chemical」「Information」「Bio」の 11 分野です。 専門分野の定義は各エコノミーによって相違があります。
5	どのような人が審査の申請をできるのですか？	日本では、Structural 分野のうち建築構造分野は、一級建築士資格取得者のうち、建築構造に携わる方が審査対象となります。 上記以外の Structural 分野とその他の分野は、技術士資格を取得している方が審査対象となります。
6	APEC エンジニアの称号には有効期限があるのですか？	登録証交付日より5年間です。その後も APEC エンジニアであり続けるためには、登録の更新を行う必要があります。具体的には、登録の更新のための審査において要件を満たしていると認められなければなりません。

(2) 申請書類について

No.	質 問	回 答
1.	申請書類はどこで入手できますか？	センターのホームページよりダウンロードできます。 また、郵送でも配布しております。郵送を希望する方は 470 円分の切手を返信先の宛名ラベルと共に同封し、「APEC エンジニア書類送付希望」と明記の上、建築エンジニア資格委員会事務局に請求して下さい。
2.	申請書は日本語と英文のどちらを提出するのですか？	申請書は日本語、英語の両方を提出して下さい。提出されない場合は、書類不備で審査対象になりません。ただし、審査は、日本語で行います。 また、申請書の記載内容は、日本語と英語で相違のないよう記入して下さい。相違が見受けられた場合、審査できない場合や要件を満たすと認められない場合があります。
3.	英語の申請書はなぜ必要なのですか？	APEC エンジニア参加国で構成される APEC エンジニア調整委員会による監査や各国からの問い合わせ等に対応していく必要があります。
4.	英語能力の審査があるのですか？	英語能力の審査はありません。

No.	質 問	回 答
5.	一級建築士免許証または免許証明書の再交付手続き中の場合はどのようにしたら良いですか？	再交付手続き中であることの証明が可能ならば受付を行います。審査日(事務局の書類不備通知決裁日)までに原本照合を受けた一級建築士免許証または免許証明書の写しを提出することが必要となります。
6.	APEC エンジニア要件のエンジニアリング課程とは何ですか？	大学での基礎工学分野(数学、物理等を含む)や建築等の専門に関する課程です。なお、大学課程を終了していない方については、学歴、二級建築士の有無及び実務経験年数等を考慮し、判断されます。
7.	エンジニアリング業務に大学院での研究は含まれますか？	大学院での研究はエンジニアリング業務になり得ません。建築構造に関する実務とは、構造設計、構造計算、建築士法第2条第6号の工事監理等を言います。
8.	(様式1)「学歴」欄は、どの学歴から記入すれば良いですか？	高校等の普通科での修了部分を除き、工学教育を受けたものについて記入して下さい。ただし、工学教育を受けていない方は、最終学歴を記入して下さい。
9.	学歴が5つ以上の場合どのように記入するのですか？	工学教育の学歴だけで5つ以上の場合、最終学歴から記入するようにして下さい。
10.	(様式2、3)「申請者の果たした役割」、(様式3)「プロジェクトの特徴」欄に書ききれない場合はどのようにしますか？	文字制限を守り、欄内に収まるように記入して下さい。様式をホームページよりダウンロードした方において、やむを得ない場合は、Word 書式を変更してもかまいません。ただし提出サイズはA4とします。
11.	(様式2、3)「構造エンジニアとしての担当期間」とは何ですか？	プロジェクトの期間ではなく、そのプロジェクトの中で構造エンジニアとして関わった期間を記入して下さい。
12.	(様式2、3)「構造エンジニアとしての担当期間」に記入した期間が複数のプロジェクトで重複しても良いのですか？	同一時期に複数のプロジェクトに従事し、期間が重複する場合は、実務経験の期間として重ねてカウントすることはできません。
13.	APEC エンジニア要件の「エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験」とは、一級建築士取得後の実務経験を意味するのですか？	一級建築士受験資格に基づく大学課程を修了した方については、大学のエンジニアリング課程修了後の実務経験を意味します。大学課程を修了していない方については、一級建築士試験合格後の実務経験を意味します。
14.	APEC エンジニア要件の「エンジニアリング課程修了後、7年間の実務経験」とは、どのような実務を申請すれば良いのですか？	建築構造及びそれに明確に関連性を有する実務のみを最近のものから新しい順序で、期間を重複せずに7年間以上について記入して下さい。上記の実務以外のものは認められませんので、疑わしいものについては、詳しく記入して下さい。審査において総期間数が7年間(84ヶ月)を下回る可能性がありますので多めに申請して下さい。
15.	APEC エンジニア要件の「2年間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場」とはどのような立場ですか？	一級建築士資格取得(登録)後の責任ある立場として担当した業務について記入して下さい。取得前の業務はカウントされません。(二級建築士資格取得のみの立場で担当した業務についてカウントはできません。)
16.	様式3の図面等は、どのような書類を提出すれば良いのですか？	構造上の特徴を示す設計図等に限りです。(写真やパースのみでは、図面等の書類として認められません。)縮尺は自由です。
17.	様式3の図面等の欄に収まらない場合は、どのようにすれば良いのですか？	別途図面を添付しても差し支えありません。ただし、A4 サイズ、2枚以内に収めるようお願いいたします。
18.	(様式3)「第三者証明」欄は、いくつかのプロジェクトが同じ上司の氏名になっても全ての様式に自署してもらうのですか？	1プロジェクトごとに第三者証明が必要になります。第三者証明のないプロジェクトは、実務経験として認められません。また、自署のコピーは不可です。
19.	(様式3)「第三者証明」欄は、申請者自身が部長等であった場合どのような方に自署してもらえば良いのですか？	上司には役員を含めて結構です(その場合、所属部署は記載がなくても良いです)。なお、構造設計部長等の場合、他の部門の長や共同事業担当者等、申請書の業務の実施を証明できる方に限ります。(申請者の友人又は部下の方は除きます。)
20.	(別紙)推薦書の「推薦者氏名」欄はどのような方に自署してもらえば良いのですか？	推薦する時点において一級建築士として登録されている方で、2名分必要です。年齢、一級建築士登録後の年数、居住地域、申請者との面識年数、APEC エンジニア資格の有無は問いません。ただし、推薦時点において、申請者及び申請内容をよく理解している方に限ります。

§ 9. 審査申請書の記入例

9-1 和文審査申請書の記入例

(1)	様式1の記入例	18
(2)	様式2の記入例	20
(3)	様式3の記入例	21
(4)	CPD実施記録簿の記入例	22

9-2 英文審査申請書の記入例

(1)	Form 1の記入例	23
(2)	Form 2の記入例	25
(3)	Form 3の記入例	26
(別紙)	推薦書の記入例	27